

第1回石狩市いじめ問題調査委員会 議事録

〔日 時〕 平成30年8月6日（月）午後6時00分～

〔場 所〕 市役所3階庁議室

〔出席者〕 本間 裕美（弁護士） 富家 直明（大学教授）

前田 珠希（医師） 神内 秀之介（社会福祉士）

〔事務局〕 鎌田 英暢（教育長） 佐々木 隆哉（生涯学習部部長）

佐藤 辰彦（生涯学習部次長） 開発 克久（教育支援センター長）

森 朋代（特別支援教育担当課長） 菊池 拓（就学支援担当主査）

1. 開会

【開発センター長】

本日は、大変お忙しい中、石狩市いじめ問題調査委員会にご出席を頂きまして、誠にありがとうございます。私は事務局を務めます、石狩市教育委員会教育支援センターの開発克久と申します。本日委員長が決まるまでの進行をさせて頂きます。どうぞよろしくお願ひいたします。

会議の前に資料の内容についてご確認をさせて頂きます。資料は次第のほかに8種類ございます。

資料1として、石狩市いじめ問題調査委員会委員名簿と事務局名簿

資料2として、石狩市いじめ問題対策連絡協議会等条例

資料3として、石狩市いじめ防止基本方針

資料4として、重大事態時のフロー図

資料5として、石狩市いじめ問題調査委員会運営要綱(案)

資料6として、石狩市におけるいじめの状況と取組内容

資料7として、いじめアンケート調査の結果(平成30年6月実施)

資料8として、いじめ問題への取組マニュアル

資料はございますでしょうか。

それでは、ただ今から、第1回石狩市いじめ問題調査委員会を開会いたします。なお、澤 聰一委員は遅れて参加できるかもしれない、とのご連絡を受けておりますことをご報告申し上げます。

2. 委嘱状交付

【開発センター長】

次に、委嘱状につきましては、あらかじめテーブルの上に置かせて頂きました。皆さまの任期につきましては、石狩市いじめ問題対策連絡協議会等条例第10条第1項により、2年と規定されており、委嘱期間につきましては、平成30年7月1日から平成32年6月30日までとなっております。よろしくお願い申し上げます。

3. あいさつ

【開発センター長】

次に、鎌田教育長より、ごあいさつ申し上げます。

【鎌田教育長】

まずは冒頭、本調査委員会の委員をお引き受け頂きまして、心から感謝とお礼を申し上げたいと思います。

また、いま事務局からありましたとおり、任期は2年間ということになりますが、当面の形の部分での2年間ということでの位置付けですので、ぜひこれからも末永くよろしくお願ひしたいというふうに思っているところでございます。

さて、先月も新潟県内で SNS 上のいじめが原因で自殺をした男子高校生の報道記事が載っておりましたが、なかなか、いじめが要因で死に至る等の事案が後を絶たず、日々心を痛める状況が続いているところでございます。ご承知のように全国的には、いじめの防止、あるいは撲滅に向けた取組が積極的に展開されているところでございますが、いじめには多様な形態があることを鑑み、その定義についても大きく変遷を繰り返しながら、現在では、いじめ防止対策推進法で謳われていますように、児童等に対しての心理的、物理的な影響を与える行為で、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものとされているところでございます。

本市におきましては、平成 26 年に策定いたしました、いじめ防止基本方針に基づき、未然防止や早期発見、早期対応に努め、学校におけるいじめの芽や兆候を見逃さず、早い段階での把握と、その要因の摘み取りなど、いじめ問題の深刻化を防ぐ取組を行っているところでございます。そのことによって、幸いにして、私どもの市では重大な事態がこれまでになかったところもあるわけでございます。しかしながら、だからといって本市は絶対大丈夫だと確たる保証もありませんので、今回の国の動きを踏まえ、昨年 12 月にいじめ防止基本方針を改定し、特に、重大事態への対処を充実するなど、対策の底上げを図っているところでございます。したがいまして、本委員会の設置もその一環でありまして、万が一、重大な事案が発生した場合には、委員の皆さまのお力を借りすることになりますが、日常的には、常に緊張感を持って、私ども市教委や学校、全ての教育関係機関が一層連携をして継続的な取組を進めていかなければならないというふうに考えているところでございます。

非常に判断が難しい場面も多々あることも予想されますが、委員の皆さまにおかれましては、それぞれ各分野において、いじめ問題に対しても造詣の深い方々とお聞きしておりますので、ぜひ、ご忌憚のないご意見などを頂きますよう重ねてお願い申し上げます。以上、簡単ではありますが、私から本日の開会にあたってのごあいさつとさせて頂きます。これからもどうぞよろしくお願ひします。

4. 自己紹介

【開発センター長】

続きまして、各委員の方々の自己紹介を名簿の順に行って頂きたいと存じます。本間委員からお願ひいたします。

【本間委員】

弁護士の本間裕美と申します。札幌弁護士会の所属です。札幌弁護士会で、子どもの権利委員会というところに所属しておりまして、そのご縁で今回、委員をさせて頂くことになりました。精一杯頑張りたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

【富家委員】

皆さまこんにちは。北海道医療大学で教育心理学を担当して教えております、富家直明と申します。いじめ、不登校に関連して、色々な行政のお手伝いをさせて頂いて参りました。今回、ご縁を頂きまして、石狩市のこの委員会に呼んで頂きましてありがとうございます。これからもどうぞよろしくお願ひいたします。

【前田委員】

北大病院児童思春期精神医学講座の前田と申します。こういう会に出るのは初めてなのですけれども、精一杯頑張りたいと思います。よろしくお願ひいたします。

【神内委員】

こんにちは。北海道社会福祉士会で子ども未来部会の副会長をしております。道のいじめ対策推進会議のメンバーでもありますことから、今回、このようなご縁で呼んで頂きました。尽力させて頂きたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

【開発センター長】

次に、教育委員会事務局の自己紹介を行います。

【佐々木部長】

こんばんは。生涯学習部長の佐々木と申します。事務局として精一杯皆さま方をバックアップして参りたいというふうに考えてございますので、よろしくお願ひいたします。

【開発センター長】

教育支援センター長の開発と申します。よろしくお願ひいたします。

【森課長】

同じく、教育委員会の教育支援センターで特別支援教育担当課長をしている、森朋代と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

【佐藤次長】

こんにちは。生涯学習部次長をしております、佐藤辰彦といいます。本日は、照山参事の代わりに参加させて頂いております。どうぞよろしくお願ひいたします。

【菊池主査】

教育支援センターの菊池といいます。普段は、いじめ、不登校、問題行動等の担当をしております。どうかよろしくお願ひいたします。

5. 石狩市いじめ問題調査委員会の趣旨説明について

【開発センター長】

続きまして、石狩市いじめ問題調査委員会の趣旨説明を行います。

【佐々木部長】

私から趣旨説明をさせて頂きます。資料の2をご覧頂きたいと存じます。本調査委員会は、ここに載ってございます、石狩市いじめ問題対策連絡協議会等条例に基づいて設置をしてございます。この調査委員会について定めておりますのは、条例の第3章以降でございますので、この部分を条項に沿って簡単に説明させて頂きます。

まず第7条でございます。本委員会は、いじめ防止対策推進法第14条第3項及び第28条第1項に基づいて設置をするということを明らかにしてございます。この、いじめ防止法の該当条項につきましては1枚めくったところに載せておりますので、後ほどご覧頂きたいと存じます。

第8条では、この調査委員会は教育委員会の諮問に応じて、2種類の事務、すなわち「いじめの防止等のための対策に関する調査研究」と「いじめによる重大事態が発生したときの調査」を行うということを定めてございます。

第9条から11条にかけましては、委員の定数と選考の基準、委員の任期、役職委員とその職務等について定めてございますが、これらは一般的な規定であるというところでございます。

第12条では、重大事態の調査にはさまざまな専門知識が求められる場合もあることも想定いたしまして、特別な事項を審議させるために必要があるときには、その調査審議が終わるまでの間、臨時委員を委嘱できるということを定めてございます。

続きまして、第13条では、会議の進め方を定めてございますが、除斥によって定足数を割り込んだ場合でも

会議は開催できること、会議は非公開といたしますけれども、調査委員会がその必要がないと決したときには公開もできるといったようなことを定めてございます。

第14条では、議事にあたり委員には公平性と中立性が求められますことから、その点に関し疑惑を招かないように、除斥についての規定を設けているところでございます。

第15条では、委員が職務上知り得た秘密は、在任中はもちろん離任後も漏らしてはならないという旨を定めてございます。釈迦に説法というところではございますが、この点についても、よろしくお願ひをいたします。

また、第17条では、調査委員会の運営の細目はこの調査委員会が会議で定めるとしてございます。条例の内容の説明は以上でございます。

次に資料の4をご覧ください。重大事態が発生したときの対応の流れを載せてございます。いじめ防止対策推進法で規定をいたします重大事態、すなわち、いじめによって児童生徒の生命・心身・財産に重大な被害が発生した場合、あるいは、いじめによる長期欠席が発生した場合、こういう場合は、教育委員会は市長と道教委に報告をいたしますとともに、この重大事態についての調査を学校と教育委員会のどちらがやるかということを判断いたします。本委員会に活動をお願いするのは、教育委員会が調査をするという場合となります。学校主体で調査をする場合には、学校に設置されております、いじめ防止対策組織に必要に応じて専門家も加わって頂いて調査を行うということになります。その際は、個別に本委員会のメンバーにお願いをして助言を頂くといったようなことも想定をしているところでございます。

重大事態を生じさせないよう、日頃から私ども教育委員会や学校、あるいは関係機関等は連携に努め、一体となって継続的に取り組んできているところでございますけれども、そういったような努力が残念ながら実を結ばず、重大事態が発生したというときには、事案の調査等についてご尽力を賜ることになります。何卒、よろしくお願ひをいたします。事務局からの説明は以上でございます。

【開発センター長】

ただ今の説明につきまして、何かご質問等ございませんでしょうか。

【各委員】

なし。

6. 委員長、副委員長の選出について

【開発センター長】

次に、委員長及び副委員長の選出に入ります。石狩市いじめ問題対策連絡協議会等条例第11条第2項の規定により、委員長及び副委員長は委員の互選によることとされています。この選出方法についてご意見等ありませんでしょうか。

【各委員】

なし。

【開発センター長】

ご意見もございませんので、事務局からご提案をさせて頂くこととしてよろしいでしょうか。

【各委員】

了承。

【開発センター長】

それでは、事務局からご提案をさせて頂きます。委員長には弁護士である本間裕美委員を、副委員長には北海道医療大学教授である富家直明委員をご提案させて頂きます。ご異議がなければ拍手をもってご承認を頂きたいと思います。

【各委員】

拍手。

【開発センター長】

ありがとうございました。それでは本間委員には委員長席に移動をお願いいたします。

ここで本間委員長より、ごあいさつを頂きたいと思います。

【本間委員長】

石狩市いじめ問題調査委員会の委員長を仰せつかりました本間です。不慣れな点もあるかとは思いますが、皆さまのお力添えをいただきながら進めていきたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

【開発センター長】

次第7以降の議事進行は、本間委員長に行って頂きたく存じます。よろしくお願ひいたします。

7. 石狩市いじめ問題調査委員会の運営要綱（案）について

【本間委員長】

それでは、次第にしたがいまして議事を進めさせて頂きます。石狩市いじめ問題調査委員会の運営要綱案について、事務局より説明をお願いできますでしょうか。

【開発センター長】

私のほうから、石狩市いじめ問題調査委員会の運営要綱案について、ご説明申し上げます。実際に重大事態が起きた場合に、速やかに開催・調査に取り掛かれるよう、あらかじめ本調査委員会の運営に関し必要な事項を定めておくために調査委員会の運営要綱案についての協議をさせて頂くものです。

資料5をご覧ください。本要綱案は石狩市いじめ問題対策連絡協議会等条例第17条により、本調査委員会の運営に関し必要な事項を定めることを趣旨としています。

第2条では、本調査委員会が石狩市いじめ問題対策連絡協議会等条例第8条第2号に規定する調査等を行う場合の進め方を定めています。第1項第1号では、各委員は、調査の公平性・中立性・透明性を図る観点から、事実関係を可能な限り網羅的に明確にすることにより、客観的な事実関係を速やかに調査するものとする。調査委員会で行う調査は、事実関係を明確にするための調査である、ということです。重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員、教育委員会がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にし、客観的な事実関係について調査を行うことを意味しております。この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、学校と教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の再発防止を図ることを目的として行うものであります。

続いて、第2号から4号までは、調査の進め方等を明記しています。第2号では、調査は事案ごとに行うが、複数事案をあわせて行うことも差し支えないものとする。第3号では、調査にあたっては、学校の調査結果を検証するとともに、学校から調査に関する資料等の提供を求め、児童生徒へのアンケートや学校、児童生徒、保護者等その他の関係者からのヒアリング及び現地調査等を実施することができる。第4号では、調査結果を踏まえ、再発防止に資する必要な対応策を検討する。

第2項では、学校による調査について、調査委員会は、学校が行う重大事態にかかる調査に対し、調査委員会の委員を派遣し、助言・支援することができる、と定めております。

第3条「報告等」について、調査委員会は、報告書等により調査結果を教育委員会へ報告し、必要に応じ再発防止に資する意見を述べるものとする。また調査の進捗状況等についても、適時・適切に教育委員会へ報

告するものとする、と定めており、要綱の施行日は平成30年8月6日としております。

重大事態が発生した場合における本調査委員会の調査の進め方、報告のあり方などの運営方法を要綱として定めるものであります。事務局からの説明は以上です。

【本間委員長】

ただ今、事務局から説明がありましたが、この件についてご質問はございますでしょうか。

【各委員】

なし。

【本間委員長】

質問がないようですので、この協議事項について了解を頂けるということでよろしいでしょうか。

異議なしと認め、了承いたします。

8. 石狩市におけるいじめの状況と取組内容について

【本間委員長】

それでは、次に石狩市におけるいじめの状況と取組内容について、事務局よりご説明をお願いします。

【菊池主査】

私のほうから、本市におけるいじめの状況と取組内容についてご説明させていただきます。

まず、本市におけるいじめの状況についてご説明させていただきます。資料番号は6となります。

上段の2つが、過去5年間における「いじめの認知件数」、「いじめ認知学校数」の推移となっております。それぞれ年度によって増減がありますが、平成28年度に大幅に増えている理由として、前年度に発生した、岩手県矢巾町のいじめ自殺事案によって文科省がそのときに発した通知をもとに、いじめの認知に関する考え方の変容があったことによるものと考えております。

この通知は、「どの学校においても、一定数のいじめが認知されるのが自然である」、また「初期段階のいじめであっても学校が組織として把握し解決につなげることが重要である」、また、文科省では、「いじめの認知件数が多い学校について、いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消のスタートラインに立っている」として、いじめを認知することを肯定的に評価するといった内容になっておりました。この通知を受けて、市教委でも校長会、教頭会等、あらゆる場面で周知して参りましたので、その結果により認知件数も増えたものと考えております。

次に、ここからは昨年度の状況についてご説明いたします。

まず、いじめの発見のきっかけについてですが、こちらは小学校、中学校ともアンケート調査によるものが多く、中学校では9割がアンケートによるものとなっております。小学校ではアンケート以外でも、誰かに相談するということが見てとれるのですが、中学生になると少なくなるということが分かって参ります。

1枚めくって頂き、次にいじめの態様になります。いじめの態様は、小学校、中学校とも「冷やかし、からかい、悪口を言われる」が多く、中学校では8割を占めています。小学校ではその他に、「軽くぶつかれたり、叩かれたり」というのも多くあります。物理的な事象も多いのが特徴となっております。

最後に、いじめられた児童生徒の相談状況についてですが、小学校と中学校、どちらも「学級担任に相談」というのが多くなっていますが、これは、アンケートの結果について、まず担任が聞き取りを行いますので、それによって多くなっているものです。小学校ではその他に、「保護者や家族」、「学級担任以外の教職員」、「友人」に相談するケースがありますので、ここでも小学生のほうが誰かに発信することができていると言えます。本市におけるいじめの状況についての説明は以上となります。

続きまして、次のページのいじめ防止への取組についてご説明させていただきます。

1番目の「市教委の主な取組」ですが、(1)として、いじめ防止基本方針の改定とあります。これは毎年度教育委員会で内容を点検し、必要に応じた改定をしていくものであります。

次に、(2)として「いじめ問題取組マニュアル」の配布ですが、これは市教委において資料番号8を毎年作成し、4月に各学校へ配布しているものです。

(3)は啓発、相談等についてですが、①の「いじめ防止強調月間」の設定及び取組につきましては、本市ではこれまで継続して全小中学校でやって頂いております。学校が決めた月間に、子どもたち自身がいじめについて考える取組を実施するもので、各校のこれまでの取組みにつきましては、年度毎にホームページで公開しております。

続きまして、②の「保護者向けリーフレットの配布」ですが、これについては、いじめの防止と、スマートフォンの使い方をそれぞれA3片面ずつに掲載し、児童生徒がいる全家庭へ配布しているものになります。

続きまして、③の「いじめ相談カードの配布」がありますが、こちらについては、教育委員会内にいじめ通報ホットラインをひいており、その電話番号等を記載したものを全児童生徒に対して配布するものです。

続きまして、(4)の関係機関との連携になります。①として、いじめ防止対策組織の設置となっていますが、これは年2回開催される「石狩市いじめ問題対策連絡協議会」と、本日お集まりを頂いている本委員会の設置になります。連絡協議会につきましては、学校職員や学識経験者の方々に加えまして、市のPTA連合会の代表者や北海道警察の代表者、また、市の臨床心理士やスクールソーシャルワーカーも協議会のメンバーとなっております。

続きまして、②の「小中が連携した取組」になります。これにつきましては、既存の小学校、中学校で実施をしている連携事業の取組の中で、いじめ防止についてもお互いの小中学校に触れて頂いて、それを各校に戻って、どういう取組をしているのかということをフィードバックしてもらい小中を通して、いじめ防止についての意識を高めてることを目的として実施してもらうことになっております。

続きまして、2番目の「学校の主な取組」についてご説明させて頂きます。

まず、(1)として「未然防止に向けた取組等」になります。①の「児童生徒が主体となった取組の実施」ですが、これにつきましては、先ほど教育委員会の主な取組の③の①でご説明をさせて頂いたものになります。

続きまして②の「授業(道徳、総合的な時間)等での取り上げ」についても、これまで継続して実施しております。このほか、市内各校に配置されておりますスクールカウンセラーによる「心に関する授業」、そういうものの実施についても、道教委からの通知が来ておりますので、スクールカウンセラーにお願いして実施して頂きたいと考えております。

続きまして③の「全校によるQ－U検査の実施」になります。これにつきましても毎年度予算を確保し、全児童生徒に実施しております。④の「いじめ調査(道教委)」につきましては、年2回のアンケートですが、これについても引き続き各校での実施を予定しております。

続きまして、(2)の「保護者・地域との連携等」になります。各校で毎年、外部の意見を聞く機会を作りて頂いております。学校評議員の方ですとかPTAの方たち、そういった方々が学校を訪問された際に、自校のいじめの取組を説明して頂き、学校の取組について意見を伺うというものを実施しております。

続きまして②の「情報提供の充実」になります。こちらは学校便り等を通じて各校で実施しているものになりますが、内容につきましては、日頃、学校で行っているいじめ防止に向けた取組内容や、校内に「いじめ防止等の対策組織」を設置しておりますので、そういうことをしっかりと保護者や地域へ周知することとしております。

以上が、石狩市で実施している「いじめ防止に向けた取組」についての説明となります。

続きまして、本年度実施した、第1回目のいじめ把握のためのアンケート調査の結果についてご説明させて頂きます。資料番号は7となります。

・アンケート回答児童生徒数は、4,728人、そのうち4月からアンケート実施日までに「嫌な思いをしたことがある」と答えた児童生徒は、604人となっております。604人の学年、人数の内訳は表のとおりとなります。

いじめの態様につきましては、小学校、中学校とも「悪口を言われる」が多く、その次に、「叩かれたり、蹴られたり」、「仲間はずれや無視をされる」と答えた子どもたちが、多くなっております。「嫌な思いをしたことがある」と答えた児童生徒のうち、「今も嫌な思いをしている」と答えた児童生徒が231人で、「友達が嫌な思いをしているのを見たり聞いたりしたことがある」と答えた児童生徒は767人でした。

最後に、「いじめはどんなことがあっても許されないことだと思う」と答えた児童生徒は、3,918人で、まだ、およそ1割の児童生徒が、許される、分からず、と答えていることから、今後も引き続き、「いじめは絶対許されないことである」という意識を子どもたちに高めてもらうための教育活動について、市教委として、各学校へ引き続き働き掛けていきたいと考えております。

以上で、本市におけるいじめの状況、取組内容についての説明を終わります。

【本間委員長】

ただ今、事務局から説明がございましたが、この件についてご質問等はございませんでしょうか。

【各委員】

なし。

【本間委員長】

特ないでどうか。では、異議なしと認め、了承いたします。

9. その他

【本間委員長】

それでは、その他の件ですが、事務局のほうから何かございますでしょうか。

【開発センター長】

私から本調査委員会の議事録の作成方法について、ご説明申し上げます。

本市では、石狩市行政活動への市民参加の推進に関する条例、通称、市民参加条例といいますけれども、この条例に基づき、審議会における「議事録の作成方法」を決めることになっています。議事録の作成方法案として、議事録の記録方法は録音による全文筆記とする。これは、具体的には、お話をした内容、言葉を全部起こす、省略しないで文字化するというやり方です。次に、議事録の確認方法については事務局で議事録を調製後、会議出席者の確認を得る、そして議事録の確定方法については内容確認後、委員長及び副委員長の署名により確定させる、という内容で考えております。本市では審議会等の議事録は公開を原則としておりますが、本委員会の会議は児童生徒の個人情報を取り扱う関係上、原則非公開となっており、議事録も非公開の取り扱いとなります。なお、本日の会議にかかる議事録及び配布資料については公開、具体的に申しますと市ホームページへの公表や石狩市庁舎1階情報公開コーナーでの備え付けの取り扱いと考えています。

議事録の作成方法について、このような対応でよろしいでしょうか。

【本間委員長】

今の件について、何かご異議、ご意見ありますでしょうか。

【各委員】

なし。

【本間委員長】

異議なしということですので、ご提案どおりの対応でお願いします。他にありますでしょうか。

【開発センター長】

もう一点、本調査委員会の今後の開催の在り方について、ご説明申し上げます。

事務局としましては、案件がなければ開催の予定は考えてございませんが、いじめに関する本市の状況につきまして毎年1回、文書等を通じ各委員さんへ報告をしたいということを考えております。以上です。

【本間委員長】

事務局のほうからは以上ということですが、委員の皆さまから何かありますでしょうか。

【各委員】

なし。

10. 閉会

【本間委員長】

以上をもちまして、第1回石狩市いじめ問題調査委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

平成30年9月4日議事録確認

石狩市いじめ問題調査委員会

委員長

本間 美裕



平成30年8月31日議事録確認

石狩市いじめ問題調査委員会

副委員長

寫家直川



